

工事名:R1三林 林開(H30)日和茶坂瀬線落合2 三好市 開設工事  
工 程

1 他工事等との調整 (対象 無)

2 施工の制限(対象 無)

3 作業時間帯(対象 無)

4 工程表の提出(対象 有)

徳島県農林土木工事共通仕様書第1編 1-1-4第1項に規定する工程表の提出にあたっては、別途定める様式により提出するものとする。

5 履行報告書(対象 有)

監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う必要があるため、設計図書に基づき工事履行報告書を作成するものとする。

6 その他(対象 無)

## 用地関係

1 ブロック製作ヤード(対象 無)

2 仮置ブロック(対象 無)

## 支障物件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査(対象 無)

2 支障物件の撤去(対象 無)

3 立木の置き場所(対象 無)

4 その他(対象 無)

## 公害対策

1 作業時間(対象 無)

2 事業損失防止対策(対象 無)

3 濁水処理(対象 無)

4 低騒音型・振動型建設機械(対象 有)

本工事は低騒音型・振動型建設機械の使用を見込んでいる。なお、これによりがたい場合は監督員と協議する。

5 六価クロム溶出試験(対象 無)

## 安全対策

1 交通安全施設等(対象 無)

2 交通誘導警備員(対象 無)

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

### 建設副産物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)
- 2 建設発生土の搬出(対象 無)
- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 有)

本工事の施工により発生する根株等については、次に掲げる利用を予定している。

#### ロ 林地で建設資材として利用及び自然還元利用する

(チップ材敷設, 整理収集, 植樹木のマルチング及び林地保水)

材料	数量	利用目的	箇所名
伐採木	—	—	—
末木枝条	全量	地拵え	開設工事区間内の林道と下方林地との境など
根株	83株(20.7m <sup>3</sup> )	土留め目的として根株筋工を行う	工事区間内の林道と下方林地との境

#### 12 根株処理工の出来高の算出(対象 有)

根株等処理工における処理数量として20.7m<sup>3</sup>を見込んでいる。

施工時には、根株等の実体積を適切かつ正確に算出し監督員の確認を必要とする。

支障木調査タグを伐採対象木に貼り付けているので、伐採時にこのタグを外して根株へ貼り付けるなどし、現地に残存する根株NO.を確認できるように適切に管理すること。もしくは、チップ処理を行う根株の寸法、数量を確認出来るように管理すること。

### 工事用道路

- 1 工事用道路等の補修(対象 無)

## 仮設備

1 床掘(対象 無)

2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

3 仮設防護柵工(対象 有)

土工事の施工に際して下方林地等への土石等の飛散・流出を未然に防止するため、仮設防護柵の設置を下記により実施する。

位置	No.2付近	～	No.3付近
主たる形状	H=0.90m		

また、仮設防護柵の損料は、2回転用を見込んでいます。

なお、着手前に監督員と施工方法を協議した上で実施するものとし、形状等が変更となる場合は、監督員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

7 異常出水の処置(対象 無)

## その他

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお発注図面は、CAD製図基準(案)に準拠している。・準拠していない。]

2 標準断面図板設置の省略(対象 無)

3 しゅん工標設置の省略(対象 無)

4 工事の分割について(対象 無)

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

## 9 水抜孔(対象 有)

本工事の水抜孔は次表を標準とする。

材料	管径	設置間隔	備考
VU管	65mm	2m2に1箇所	

## 10 種子吹付(対象 無)

## 11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

## 12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

## 13 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

## 14 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 有)

受注者は、以下に示す木材については、徳島県産木材を使用しなければならない。

工種名	材質	規格・寸法等	数量	備考
根株筋工	杉丸太等	末口径10cm(標準)×4.0m	19本	(横木)
視線誘導杭	杉丸太等	末口径10cm(標準)×1.5m	24本	(打木)
落石防護柵工	杉丸太等	末口径10cm(標準)×1.8m	6本	(打木)

## 15 施工計画書の提出(対象 無)

## 16 工事測量結果の提出(対象 無)

## 17 新技術の活用について(対象 無)

## 18 舗装工事(対象 無)

支障物件確認書(現場着手時)

下記工事を施工するので、地下埋設物件について確認をお願いします。

○照会元記入

確認申請者名： (TEL: - - )  
 (FAX: - - )

① 工事名：  
 ② 路線名：  
 ③ 施工場所： (添付図：位置図・平面図)  
 ④ 施工時期：令和 年 月 日～令和 年 月 日

○照会先記入

占有物件管理者	地下埋設物の確認		特記事項 (試掘・立会等の要否)
	有：埋設されております	無：埋設されていません	
道路管理者	埋設物： 所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	
上水道	埋設物： 所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	
下水道	埋設物： 所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	
電力	埋設物： 所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	
通信事業者	埋設物： 所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	
ガス	埋設物： 所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	
交安委員会	埋設物： 所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	
	埋設物： 所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	所属： 確認者：  (TEL: - - ) 確認日：令和 年 月 日	

- 注) 1. 受注者が現場着手前に作成し、監督員へ提出すること。  
 2. 地下埋設物の確認：占有物件管理者として、施工区間(場所)が、既占有物件に影響を与えるか否か明確にすること。  
 3. 埋設物：既占有物件である管路または、マンホール等と明記すること。(深度・条数・個数等は省略)  
 4. 確認者：確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記すること。  
 5. 特記事項：占有物件管理者として、施工者に対して要請(要望)等すべき事項を明記すること。  
 6. 占有物件管理者：占有物件管理者は必要に応じて追加・変更すること。

墜落防止チェックシート			
点検実施日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分	天候	点検者
チェック項目	点検項目(結果 良い○ 悪い× 該当しないー)	結果	「×」の場合にとった措置
作業開始時 (毎回)	作業実施が危険な天候でないか。 作業従事者の服装, 安全装備(安全帯等)は適切か。		
足場の設置 (高さ2m以上の足場を 設置する場合)	①足場を組み立てる等により作業床を設けているか。また、作業床の幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満となっているか。※注1		
	②作業床端部, 開口部等には、足場の種類に応じて、次の足場用墜落防止設備を設置しているか。 【枠組足場】 「交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上の幅木」又は「手すりわく」 【枠組足場以外の足場(単管足場等)】 高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の棧		
	③作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、次の措置を講じているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設けているか、又は防網を張っているか。 ・上記の措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立入を禁止しているか。 ・臨時に取り外した設備は、作業終了後、直ちに元の状態に戻しているか。		
	④作業床(足場)の設置が困難な場合防網を張り、安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設置しているか。		
足場組立・解体作業時	足場の組立て等の作業に従事する者は、特別教育を受けているか。※注2		
	技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しているか。※注3		
	足場の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用状況を監視しているか。※注3		
	足場の設置は手すり先行工法による施工か。 足場材の緊結, 取り外し, 受渡し等の作業では、次の措置を講じているか。※注4 ・幅40cm以上の作業床を設けているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設け、労働者に安全帯を使用させているか。		
足場上での作業時 (毎回)	通路面は、つまづき, 滑り, 踏み抜き等の危険のない状態が保たれているか。 作業床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」における③及び④該當時)は、安全帯を使用させているか。		
	安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)の点検を実施したか。		
昇降設備の設置	高さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は、安全な昇降装置を設けているか。		

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、このチェックシートを作業日毎に作成し、保管すること。  
 監督員より請求のあったときは、直ちに提示すること。  
 このチェックシートは重要な項目について抽出したものである(全て労働安全衛生規則又は共通仕様書での規定事項)。  
 ※注1 はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、H27.7.1時点で現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、「床材と建地との隙間は12cm未満」は適用しない。  
 ※注2 H27.7.1時点で現に足場の組立て等の業務に従事している者は、H29.6.30までの間は特別教育を要しない。  
 ※注3 つり足場, 張り出し足場または高さ5m以上の足場の場合に適用する。  
 ※注4 つり足場, 張り出し足場または高さ2m以上の足場の場合に適用する。











監督員 殿

平成 年 月 日

工事名

請負人

現場代理人又は  
主任技術者氏名

## 起 工 測 量 結 果 報 告

平成 年度 事業 工区の起工

測量を実施したところ、別紙の結果が得られましたので報告します。

設計図面に大きな不都合はありません。

設計図面に不都合がありますので、改測および図面を  
訂正してください。

注) 1. 、 、 のうち該当のないものを消すこと。

2. 、 以外に必要な事項があれば に書き込むこと。

添付結果表：平面、縦断、引照点設置  
横断（別途横断図）





## 引照点設置


(注)(1) I P 杭、または I P に代わる約杭の引照点の設置方法、距離等の略図を記載する。

(2) 上を北 (N) とする。